

習志野市制施行70周年記念ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用)

第3条 ロゴマークは、その使用の目的及び内容が習志野市制施行70周年記念事業の取組の趣旨に即したものであり、次の各号のいずれにも該当しない場合は、何人も使用することができる。

- (1) 市の信用及び品位を損ない、又は損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号の暴力団員をいう。）の利益になるおそれがある場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、習志野市制施行70周年記念事業の取組の趣旨に照らし、会長が不相当と認める場合

(申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、習志野市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、又は会長が指定する応募フォームに必要な事項を記載し、会長の許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

(使用の許可)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用の可否を決定し、使用を許可したときは習志野市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書（別記第2号様式）により、使用を却下するときは習志野市制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による審査に必要と認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 会長は、第1項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）に当たり、必要な条件を付することができる。

（使用可能期間）

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、使用許可の日から令和7年3月31日までとする。

（変更届）

第7条 第5条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、第4条第1項の規定による申請事項に変更があったときは、習志野市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更届出書（別記第4号様式）に変更の事実が確認できる書類を添えて、又は会長が指定する応募フォームに必要事項を記載し、会長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、習志野市制施行70周年記念ロゴマーク使用取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

- （1） 使用者が虚偽の申請を行ったとき。
- （2） 使用者が使用許可に附された条件を遵守しないとき。
- （3） 使用許可に係る内容を実施しないこととなったとき。
- （4） その他、習志野市制施行70周年記念事業の取組の趣旨に照らし、使用許可が不適切であると会長が認める事情が生じたとき。

（責任の制限）

第9条 使用許可に係る内容の実施及び前条の規定による取消しにより生じた損害については、習志野市制施行70周年記念事業実行委員会は、その責めを一切負わない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年1月10日から施行する。

（失効）

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別図

ロゴマーク①



ロゴマーク②



ロゴマーク③

